

(1) 単元名 裁判所と人権保障

(2) 目標

模擬裁判を通して、司法制度、裁判員制度の意義や仕組みについて関心をもち、意欲的に追究しようとする。 【社会的事象への関心・意欲・態度】

法に関する基本的な見方や考え方を身に付け、模擬裁判を通して裁判員制度の意義を多面的・多角的に考察し、その過程や結果を様々な方法で適切に表現することができる。

【社会的な思考・判断・表現】

刑罰の目的や刑事裁判の目的、裁判員制度に関する情報をインターネットで適切に収集し、それらをワークシートにまとめることができる。 【資料活用の技能】

裁判員制度を学習する過程で、刑事裁判の仕組みや冒頭陳述から最終弁論に至る基本的な流れや裁判と人権保障との関連について理解を深め、その知識を身に付けることができる。 【社会的な事象についての知識・理解】

(3) 学習計画及び評価規準（4時間取り扱い）

〔関〕…関心・意欲・態度 〔思〕…思考・判断・表現 〔技〕…技能 〔知〕…知識・理解

時	主な学習活動	評価規準(評価方法)	
1	1 学習計画についての説明を受ける。 2 学習課題について調べ学習を行う。 <table border="1"><tr><td>刑事裁判の目的は何か。 裁判員制度が始まったのはなぜか。</td></tr></table> (1) 刑罰の目的 (2) 刑事裁判に登場する人物の役割 (3) 被告人の権利 (4) 裁判員制度のねらいや意義	刑事裁判の目的は何か。 裁判員制度が始まったのはなぜか。	〔関〕 司法の役割や、裁判員制度の意義と仕組みについて意欲的に追究しようとしている。(観察) 〔技〕 インターネットで検察官・弁護士・裁判官の役割や刑事被告人の権利、裁判員制度の意義について調べ、ワークシートにまとめている。(観察, ワークシート)
刑事裁判の目的は何か。 裁判員制度が始まったのはなぜか。			
2	1 刑事裁判の公判の流れや裁判員制度の意義、裁判員の在り方についての説明を受ける。 2 模擬裁判の説明を受ける。 (1) 配役をする。 (2) 班分けをする。	〔知〕 刑事裁判の冒頭陳述から証拠調べ手続き、最終弁論に至る刑事裁判の公判の流れや裁判員の役割について理解している。(ワークシート)	
3 本時	1 模擬裁判を行う。 2 班別で話し合い活動を行う。 3 ワークシートに感想や意見をまとめる。	〔技〕 模擬裁判より、有罪か、無罪かを付せん紙を用いて根拠を明確にしてワークシートにまとめている。(話し合い, 発表) 〔思〕 模擬裁判や班の話し合い活動を基に、実際の裁判員の立場から、裁判員制度の意義について考察したことを自分の言葉で表現している。(ワークシート)	
4	1 調べ学習から模擬裁判までの授業の感想や、模擬裁判を通して学んだことをまとめる。	〔思〕 法の意義及び刑事裁判の仕組み、裁判員制度の目的と意義に基づいて自分の考えを書いている。(レポート)	

(4) 本時の指導

ア 本時の目標

模擬裁判内の事実に基づいて自分の考えをまとめ、裁判員制度の意義について考察し、表現することができる。

イ 準備・資料

シナリオ、ワークシート1（班で話し合いをしよう）、ワークシート2（模擬裁判を終えて）、ワークシート3（班の意見をまとめよう）、付せん紙

ウ 展開

学習活動・内容	指導上の留意点及び評価
<p>1 本時の学習内容を確認する。</p> <p>模擬裁判を通して刑事裁判の公判の流れをつかむとともに、なぜ国民が刑事裁判に参加するのかを考える。</p> <p>2 模擬裁判</p> <p>(1)冒頭手続き</p> <p>(2)証拠調べ手続き</p> <p>(3)論告・求刑・最終弁論</p> <p>3 「有罪」か「無罪」の判断</p> <p>(1)根拠を付せん紙にそれぞれ書き出す。</p> <p>(2)付せん紙をワークシート1にはる。</p> <p>4 話し合い活動</p> <p>(1)各自が自分の意見を発表する。</p> <p>(2)全員の付せん紙をワークシート3にはる。</p> <p>(3)意見をまとめ、班の意見を集約する。</p> <p>(4)ワークシートに根拠をまとめる。</p> <p>5 発表</p> <p>(1)班長は班でまとめた意見を発表する。</p> <p>(2)発表後まとめたシートを黒板にはる。</p> <p>6 まとめ</p> <p>(1)裁判員制度の説明を聞く。</p> <p>(2)感想や意見をワークシート2にまとめる。</p>	<p>・班ごとに分けておく。</p> <p>・生徒全員にシナリオ、ワークシート1、2と班長にワークシート3と付せん紙を配る。</p> <p>・「有罪」、「無罪」と判断される箇所があれば、シナリオに線を引かせるようにする。</p> <p>・各自がまとめた自分の考えの根拠を発表させる。</p> <p>・各班に2枚のシート（水色・ピンク色）を配布し、「無罪」の意見でまとめたときには水色のシートに、「有罪」の意見でまとめたときにはピンク色のシートにその根拠をまとめるように指示する。</p> <p>・裁判員制度の意義をあらためて説明し、その後班の話し合い活動に関する感想や、実際に裁判員になったら何ができるかをワークシート2にまとめさせる。</p> <p>〔思〕模擬裁判や班の話し合い活動を基に裁判員制度の意義について考察したことを自分の言葉で表現している。</p> <p style="text-align: right;">（ワークシート）</p>

裁判員制度について

1年 組 番 氏名 _____

刑罰の目的

○ 犯罪を犯したのによって...

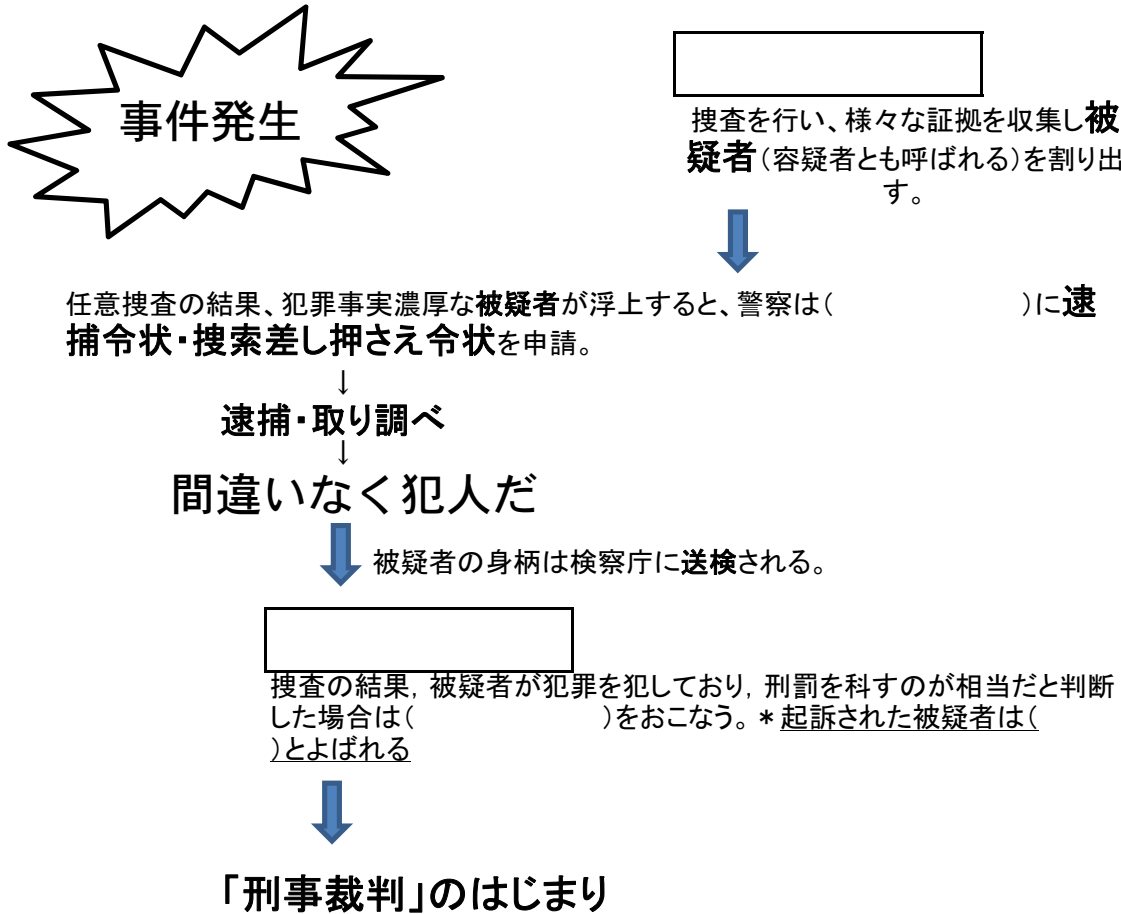
- ・ 懲らしめる
- ・ 再犯防止



私たちの権利, 利益を守る

刑罰を科すためには...

○ 刑事裁判で「有罪」とされ, 刑が定められなければならない。



刑事裁判に関わる人たち

~どのような役割があるかまとめてみよう~

○ 裁判官

○ 検察官

○ 弁護士(人)

* 被告人の権利

_____ 権 第37条第3項

・被告人は、弁護士を弁護人として選任することができ、自分で弁護人を選任することができない場合には、国に弁護人の選任を求めることができる権利。

_____ 権 第38条第1項

・法廷では、話したくないことを話す必要はなく、話さなかったということだけで不利な扱いを受けない権利。

・被告人が「有罪であることに合理的な疑いが残る場合」には、被告人は有罪とされず、無罪とされる。

・「何人も有罪と宣告されるまでは無罪と推定される」

第1審の刑事裁判の流れ

～検察官が被告人を起訴することによって始まります～

冒頭手続

1 人定質問

裁判所に出頭した被告人が検察官により公訴を提起された者に間違いはないかどうかを確かめる

2 起訴状朗読

「起訴状」に記載してある「公訴事実」を読み上げ、何について審判（審理）をするか明確にする。

公訴事実 例

「被告人は、平成16年10月15日午前11時30分ころ、大阪市北区西天満〇丁目〇番〇号丙野時計店店内において、同店経営者丙野三郎が管理する腕時計1個（販売価格48万5000円相当）を窃取した。罪名及び罰条 窃盗 刑法第235条」

3 権利告知

言いたくないことは言わなくても良いなどと被告人に説明（黙秘権）

終始沈黙できること

個々の質問に対して陳述を拒むことができること

陳述することもできること

被告人が陳述したことは、被告人に有利であると不利であるとを問わず証拠となること

4 被告事件に対する陳述

裁判官が、「読んでもらった事実が間違いはないか、違うところがあるか、どこが違うか」などを聴き、被告人が答える。「罪状認否」と呼ばれることもある。

5 冒頭陳述（検察官）

証拠によって証明しようとする事実を明らかにする。

(1)被告人の成育・家庭状況、経歴、その前科関係

(2)犯罪に至る経緯

(3)具体的な犯罪の状況

(4)犯罪状況等が記載された冒頭陳述要旨を朗読する。

*ここで述べられるのは主張であって証拠ではない。

6 冒頭陳述（弁護人）

被告人の立場から、どういう事実が認められるか、あるいは認められないかを述べる。

被告人にアリバイがあることや、被害者の間に示談が成立している事を示すときもある。

7 証拠調べ

証拠物、証拠書類、証人の証言などでどのような事実があったかを明らかにしていく。

（ここが重要）

弁論手続

8 検察官の意見（論告）

「証拠調べ」の結果から、裁判所がどのような事実を認定すべきかについて検察官が意見を述べる。通常は有罪であることの説明をし、どのくらいの刑にするかについても述べる（求刑）。

9 弁護人の意見（弁論）

「証拠調べ」の結果から、裁判所がどのような事実を認定すべきか、あるいはすべきではない、別にこういう事実がある（否認事件の場合は有罪ではない）、というような内容を述べる。

10 被告人の最終陳述

最後に被告人の意見（言いたいこと）を聞く。

11 合議（評議）

裁判官（裁判員の参加する裁判の場合は裁判員も含む）が非公開で話し合っ、事実認定と量刑を行う。

12 判決宣告

起 訴 状	
	平成〇〇年〇月〇日
〇〇地方裁判所 殿	
	〇〇地方検察庁 検察官 検事 〇〇〇〇 印
下記被告事件につき公訴を提訴する。	
記	
本籍	東京都千代田区霞が関1丁目〇〇番地
住居	東京都千代田区集町4番2号
職業	工員
	勾 留 中
	〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇月〇日
公訴事実	
被告人は、乙野次郎が所有し、現に住んでいる東京都千代田区集町〇番〇号所在の木造モルタルトタン葺き2階建て住居（床面積合計〇〇平方メートル）に放火しようと企て、平成〇〇年12月10日午後8時ころ、同住居の中に侵入した上、その6畳間北側隅に積まれた段ボールに簡易ライターで火を放ち、同住居の柱等に燃え移らせ、その結果、同住居1階部分約〇.7平方メートルを焼損したものである。	
罪名及び罰上	
住居侵入・現住建築物等放火 刑法第130条前段、第108条	

証拠調べ手続

裁判員制度について

1年 組 番 氏名

・裁判員制度の理由・目的

・裁判員は何人選ばれるのか

・裁判員の選考方法

・どのような事件が対象となるのか

・裁判ではなにをするのか

模擬裁判を終えて

1年 組 番 氏名

- 1 今回の班の評決の結果を・・・(納得できる ・ 納得できない)

(理由)

- 2 裁判員として、あなたは何ができると思いますか？